

## 令和2年度二セコ町教育委員会（幼児センター） 会計年度任用職員募集要項

### 1 採用人員・採用職種・勤務条件 等

募集人員	1名
配属先	二セコ町教育委員会 幼児センター保育係
勤務内容	二セコ町幼児センターでの保育全般
勤務要件	幼稚園教諭及び保育士資格があれば尚可
任用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。 (再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。)
勤務時間及び休日勤務等	1 勤務時間 15時30分から18時30分までの間の3時間 週20時間以内 2 時間外勤務の有無 (有・ <b>無</b> ) 3 休日勤務の有無 (有・ <b>無</b> )
勤務しない日	・土日祝日(ただし土曜日はローテーションで勤務する場合があります) ・年末年始(12月31日から翌年1月5日まで) ・その他(休日の代休日)
休暇	1 年次休暇 3日から7日間(勤務日数によります)
育児休業等	任用期間が継続されることにより取得可能な場合があります。
給与	1 給料の額 2種資格 時給 983円 1種資格 時給 951円 資格なし 時給 897円 ※職務経験年数がある方は、経験に応じて加算があります。 2 諸手当 ①通勤手当 通勤距離2km以上の場合支給 ②時間外勤務手当 時間外勤務があった場合に支給 3 支給日 ①給料・通勤手当 翌月10日(前月分) ②時間外勤務手当 翌月10日(前月分) 4 支払い方法 指定口座への振込み 5 給与支払時の控除(法令の規定に基づくものを除く) なし
退職に関する事項	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2 地方公務員法第28条第1項による分限免職、地方公務員法第29条第1項による懲戒免職に該当する場合
退職手当	支給しません
服務	任期中、以下の義務を負います。 ①法令等及び職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条) ②信用失墜行為の禁止(同法第33条) ③秘密を守る義務(同法第34条) ④職務に専念する義務(同法第35条) ⑤政治的行為の制限(同法第36条)

	⑥争議行為等への禁止（同法第37条） ⑦営利企業への従事等の制限（同法第38条）
その他	1 社会保険 加入しません。 2 雇用保険 加入しません。 3 災害補償 加入します。 4 健康診断 実施しません。 5 その他 公務のため旅行する場合は旅費を支給します。

## 2 申し込み手続き

市販の履歴書に必要事項を記入し、下記5の問い合わせ先までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。（郵送の場合は締切日必着。ファックスおよび電子メールでの申込み不可）

※提出された履歴書等は、理由のいかんを問わず返還いたしません。

## 3 選考の方法等

提出のあった履歴書により書類選考を行います。

（必要に応じて面接を実施します。）

## 4 問い合わせ、応募書類提出先

ニセコ町幼児センター 担当：酒井、佐藤（実）、佐藤（昌）

〒048-1501 北海道虻田郡ニセコ町字富士見17番地

電話：0136-44-2121